

## 「業務委託契約約款(単年)」新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第13条 (略)</p> <p>第14条 委託者は、受託者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条 _____に規定する排除措置命令が確定したとき。</p> <p>_____</p> <p>(2) 受託者が独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令が確定したとき。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) 受託者(受託者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限</p>	<p>第1条～第13条 (略)</p> <p>第14条 委託者は、受託者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。</p> <p>(2) 受託者が独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金の納付命令を受け、かつ、当該納付命令が同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき(独占禁止法第7条の2第18項の規定による課徴金の納付を命じないこととされた旨の通知を受けたときを含む。)</p> <p>(3) 受託者が、独占禁止法第66条に規定する審決(同条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。)を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。</p> <p>(4) 受託者が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。</p> <p>(5) 受託者(受託者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限</p>

<p>る。)に規定する刑又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>第15条～第23条 (略)</p>	<p>る。)に規定する刑又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>第15条～第23条 (略)</p>
--	--

その他の契約約款については、下記の条項を業務委託契約約款(単年)と同様に改正しました。

- ・ 工事請負契約約款 第41条
- ・ (工事に係る)業務委託契約書 第16条
- ・ 業務委託契約書(長期継続契約) 第14条
- ・ 業務委託契約書(一般廃棄物収集運搬処理業務) 第14条
- ・ 賃貸借契約書(単年) 第21条
- ・ 賃貸借契約書(長期継続契約)※電子複写機用 第21条
- ・ 賃貸借契約書(長期継続契約)※保守あり 第21条
- ・ 賃貸借契約書(長期継続契約)※保守なし 第19条
- ・ 物品購入契約書 第12条
- ・ 物品購入契約書(単価) 第13条